

令和 2 年 4 月 28 日

保護者 様

島田市立初倉中学校長

### 臨時休業中の家庭学習について（通知）

島田市教育委員会からの通知（令和 2 年 4 月 28 日付）に基づき、臨時休業が令和 2 年 5 月 7 日（木）から令和 2 年 5 月 20 日（水）まで延長されます。その間、お子さまは家庭学習を下記のとおり進めますので、ご理解、ご協力をお願いします。

#### 記

#### 1 家庭学習を進める期間

- ・令和 2 年 5 月 7 日（木）から令和 2 年 5 月 20 日（水）まで

#### 2 家庭学習の内容について

- ・新しい教科書の学習内容を、学習計画表に基づいて進めます。
- ・学習を進めるにあたり、教科書、課題プリント、補助教材等を使用します。
- ・学習の理解を進めるために、SNS 上の「e ライブラリ」「eboard」「You Tube」を活用します。（5 月 7 日（木）、8 日（金）の各学年登校日の学級活動で使い方について指導します。「You Tube」については、一部試験的に初倉中学校のホームページから活用できるようにしていきます。）

#### 3 その他

- ・「e ライブラリ」「eboard」「You Tube」については、お子さまが家庭のパソコン、タブレット、スマホ等を使うことになります。安全な使い方ができるよう各家庭でご指導をよろしくお願いします。
- ・昼間、お子さまが SNS を活用する環境がないご家庭においては、保護者の皆様のご自宅に帰ってきてからスマホ等を使って家庭学習を進められるようご協力をお願いします。
- ・昼間、お子さまが SNS を活用する環境がない場合、学校のコンピュータ室を使用することができます。コンピュータ室には、対応する職員を配置し、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行った上で実施します。登校は午前 9 時、午後 1 時のどちらかを選択してください。毎日登校する必要はありません。
- ・学校のコンピュータ室を使用する場合は、お子さまと保護者の同意が必要です。コンピュータ室の使用を希望される場合は、学校へご連絡ください。
- ・SNS 上の「e ライブラリ」「eboard」「You Tube」の活用は、あくまでも学習の理解を進めるための手段です。活用しなければならないというものではありません。

担当 教 頭
電話 38-0024